

魅力いっぱいの富山市に移住しませんか？

「日本一幸せ」な移住プロジェクト 介護人材確保支援事業のご案内

富山市では、県外から転入し、市内の介護事業所等へ
就職する介護従事者を支援します。

支援金額

基本金額 10万円

世帯加算 世帯員1人増えるごとに10万円加算。
こどもが18歳以下の場合は20万円加算。

保有資格加算 保有する資格に応じて、支援金を加算

保有する資格	加算額
介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、 保健師、看護師、准看護師、介護支援専門 員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	10万円
介護福祉士実務者研修修了者	5万円
介護職員初任者研修修了者	2万5千円

(例) 夫婦（夫が介護福祉士）と5歳のこどもの3名が移住した場合

申請者10万円、世帯加算10万円+20万円（こども）、保有資格加算10万円により、
合計50万円の支援金を交付。

対象となる介護事業所等

区 分	介護事業所等
施設系	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
通所系	通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護
訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防支援

対象条件

- ①令和8年4月1日以降、県外から市内に転入し、1年以内に市内の介護事業所等に就職。
- ②同一法人からの異動ではないこと。
- ③市内の介護事業所等に3年以上勤務すること。
- ④過去に当支援金の交付を受けていないこと。
- ⑤暴力団員でないことまたは暴力団員と関係がないこと。
- ⑥その他、支援金の対象として不適切でないこと。

申請書類

- ①富山市介護人材移住支援金交付申請書
- ②保有する資格を証明する書類の写し
- ③就業証明書
- ④誓約書兼同意書
- ⑤その他必要と認めるもの



注意事項

- ①予算の範囲内の交付となるため、予算額に達した場合は、交付できない場合があります。
- ②3年以上、介護事業所等に勤務しなかった場合など、交付条件に違反した場合、支援金の返還を求める場合があります。
- ③支援金を受領後、市外へ転出し、再度、転入した場合は、支援金の対象とはなりません。（1回限りの受給になります）
- ④複数の資格を保有の場合、加算額の大きい資格1種類のみの加算となります。
（例）介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了の2種類の資格をお持ちの場合
➡保有資格加算として、10万円を加算

【お問い合わせ】

富山市福祉保健部介護保険課管理係（市役所3階東館）
〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号
電 話 076-443-2041（直通）
FAX 076-443-2076
メール kaigohoken-01@city.toyama.lg.jp

立山あおく特等席。富山市